

「B A. 5 対策強化宣言」を終了し、「医療非常事態宣言」を継続します

令和4年9月2日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

医療提供体制がひっ迫したことから、8月24日に「B A. 5 対策強化宣言」を発出し、「救える命を救うことができない事態を避ける」ための取組を進めてきた結果、昨日時点の確保病床使用率等は次のとおりとなっています。(【 】内は8月23日時点の数値)

□ 確保病床使用率	54.6% (290人/531床)	← 【64.8% (337人/520床)】
□ 直近1週間の新規陽性者数(人口10万人当たり)	13,784人(673.04人)	← 【20,501人(1,001.02人)】

県からの呼びかけに対する県民の皆様のご協力や、確保病床の拡充、診療・検査医療機関の増加への医療関係者の皆様のご協力等により、「B A. 5 対策強化宣言」発出時に目標に掲げた「確保病床使用率と新規陽性者数を減少に転じさせる」ことを達成することができました。

このため、「B A. 5 対策強化宣言」は予定どおり9月4日をもって終了します。

一方、医療提供体制の危機的な状況は回避できたものの、確保病床使用率は依然として高水準であるほか、確保病床以外にも昨日時点で170人の方が入院されています。また、医療機関・高齢者施設における集団的な感染も継続して発生しており、医療提供体制には大きな負荷がかかっています。加えて、秋の行楽シーズン到来の影響による感染の再拡大に警戒が必要な状況です。このため、「医療非常事態宣言」は継続します。

県民の皆様を守り、暮らしと経済をできるだけ維持するため、医療提供体制の負荷の軽減に向けて引き続き全力を挙げて取り組みます。

2 目標 (継続している目標)

- (1) 県民の皆様を守るため、
 - 確保病床使用率を50%未満に引き下げる
 - 外来診療の負荷をできるだけ抑える
- (2) 暮らしと経済をできるだけ維持するため、
 - 社会経済活動への影響を最小限とする

3 県としての対策 (これまでに取り組んできている主なもの)

- (1) 病床使用率の抑制
 - ① ワクチン接種の一層の促進
接種の積極的な検討呼びかけ、県接種会場の設置、高齢者施設への巡回接種など
 - ② 確保病床の更なる拡充
医療機関への働きかけによる確保病床の拡充(520床→531床)
 - ③ 早期転院・退院の促進
療養解除基準※どおりの転院・退院、症状の悪化がみられない場合の宿泊療養施設や自宅への療養場所変更についての医療機関への協力要請 ※ 発症日から10日経過など
 - ④ 高齢者施設等における感染拡大防止
 - 同居のご家族に発熱等の症状がある場合にも、施設の利用・従事をできるだけ控えることの周知

- 積極的な検査の実施支援（抗原定性検査キットの配付、予防的な検査、従事者の出勤前の陰性確認検査、新規入所者に対する検査など）、利用者または従事者を対象とした検査への補助（補助率 10/10）
- 第 6 波における初期対応や感染対策をまとめた県独自の研修動画配信
- 保健所の指導による感染防止の初期対策の周知徹底、集団感染が発生した際の保健所との連携によるクラスター対策チームや感染管理認定看護師等の必要に応じた派遣
- ⑤ **新たな宿泊療養施設の開設と入所基準の切替え**
 - 6 施設目となる宿泊療養施設の北信地域への設置（8 月 26 日）、重症化リスクが高い方を優先するための入所基準の運用の切替え

(2) 外来診療の負担軽減

- ① **自宅での健康観察の検討依頼**
 - 軽症で重症化リスクが低い方に対する自宅での健康観察の検討の協力依頼
- ② **自己検査の活用促進**
 - 重症化リスクが低い方に対する診療・検査医療機関受診前の自己検査の協力依頼（診療・検査医療機関等に対しては、抗原定性検査キットを配付）
- ③ **若年輕症者登録センターの設置・拡充**
 - 重症化リスクが低いと考えられる 20～30 代で医療機関を受診しない有症状者を対象とした、WEB による検査キットの配付、陽性者登録を行う若年輕症者登録センターの設置、対象者の 40 代までの拡充
- ④ **診療・検査医療機関等を増やすための要請**
 - 医療機関への要請による診療・検査医療機関の増加（682 機関→687 機関）
- ⑤ **「みなし陽性（臨床診断）」の導入**
 - 一定の場合に、医師の判断で検査を行わず臨床症状で診断する「みなし陽性（臨床診断）」の導入
- ⑥ **受診・相談センターの拡充**
 - 増加している有症状者等からの相談に対応する受診・相談センターの人員拡充
- ⑦ **事業所等への要請**
 - 陰性証明等（陽性者の職場復帰の際、または新たに療養を開始する際の検査結果を証明する書類）を従業員に求めないことについての事業所等への要請

4 県民の皆様等へのお願い

- (1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、これまでにお願ひしている「新型コロナ第 7 波における県民の皆様へのお願い」（令和 4 年 7 月 20 日）に加え、別添『「医療非常事態宣言」継続にあたってのお願い』にご協力いただきますようお願いいたします。
- (2) ワクチン接種により、感染・重症化予防効果等が得られます。接種が可能な方は、今打てるワクチンで、速やかな接種をご検討いただくようお願いいたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。
新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。